

続々 阪神大震災と外国人

飛田 雄一

阪神大震災からはや半年が過ぎた。地元NGO救援連絡会議／外国人救援ネットが取り組んでいる被災外国人の治療費および弔慰金の問題がそれなりに進展を見せている。

まず、六月三〇日の朝日新聞の衛星版(アメリカ地方版)の「マイオビニオン」に掲載された拙文を以下に再録する。

「被災外国人に重い治療費」

一月一七日早朝、震度7の地震が兵庫県南部を襲った。被災地では地震から五カ月が経過して復興へむけて動き出しているが、いまだに残されている課題も多い。

五五〇名を越える犠牲者の中に約一八〇名の外国人が含まれており、家を失った外国人も多数にのぼる。地震の被災者は等しく救済されなければならないことは当然のことである。それは日本国憲法および日本が批准している国際人権規約、難民条約に定められた内外人平等原則にかなうことである。ところがその原則をくつがえそうとしている状況がある。

「阪神大震災地元NGO救援連絡会議外国人救援ネット」では、この問題に取り組んでいる。今回の震災では、家屋が倒壊して長時間ガレキの間に閉じこめられたことによる挫滅(クラッシュ)症候群が多く発生した。挫滅症候群は腎臓障害を起こさせ、人工透析が必要となる。人工透析には多額の費用がかかるが、その支払いができない外国人が存在している。ペルー人、中国人等の五名で、金額にして約八〇〇万円に達している。

災害救助法は、ある程度以上の災害に適用され、行方不明者捜索(三日間)、避難所設営(七日間)、緊急治療(一四日間)等を行なうとされている。行方不明者捜索、避難所設営が定められた期限を超えて行われていることはよく知られている。私たちは、緊急医療もこの一四日間という期間を越えてなされるものだと考えている。外国人救援ネットでは三

て設立した財団法人阪神・淡路震災復興基金を活用し、支払いは県内の病院に限定していない。また兵庫県はその支払額を、二〇件程度で三千万円とみている。

兵庫県のこの方法は、外国人救援ネットが主張している災害救助法による治療費の支払いとは異なる方法であるが、実質的な解決という意味で積極的に評価し、その早期の実現を望みたい。

弔慰金については、支払の主体である神戸市が「支払ってはいけない」外国人のケースについて、すでに支払っていることが明らかとなった。昨年十二月末に短期ビザで来日した日系ブラジル人母子が今回の震災で亡くなった。短期ビザでの来日なので厚生省や神戸市の解釈では「住民」ではなく、弔慰金支給の対象ではない。ところがこのブラジル人母子は外国人登録の手続きをしていたため神戸市が誤って「神戸の恋歌」の新聞記事とともに紹介した韓国人的には同じ短期ビザなのである。ブラジル人母子に支払ったこの韓国に支払われないという理由はなくなつたのである。また、先号で紹介したペルー人は弔慰金の申請をして拒否されたが、その理由はオーストラリアではなく、短期ビザでの来日そのものが拒否の理由だったのである。

神戸市が、国際都市の名に恥じないように、独自の判断で短期ビザおよびオーストラリアの外国人に弔慰金を支払うように望みたい。

震災後のオーストラリア外国人の治療費支払いの問題は、実は震災前の外国人のおかれていた状況がそのまま現れたものともいえる。私が原告団長をつとめるゴドウィン裁判は、緊急入院した外国人が他の方途が見つからないときは生活保護で救われなければならないという主張を裁判で争っている。この問題を裁判で争わなければならないような震災以前の状況が、震災後の治療費の問題を生じさせているのである。生活保護で主張することが困難ななかで、外国人救援ネットは災害救助法による救済を主張しているとも言えるのである。

去る六月一九日にそのゴドウィン裁判の第一審判決がでた。門前払いの判決で原告の我々を失望させたが、憲法、国際人権規約の条項を示して国に外国人医療のための法的措置を求めた点は評価できる。本号では触れられないので、下の記事を参照していただきたい。(判決文等を収録した資料集を作成した。希望者は飛田まで。送料とも三九〇円) (95年7月22日 ひだ ゆういち)

月二〇日には厚生省と、五月一〇日には小里地震担当大臣と交渉した。厚生省は、地震直後の救護所での治療は災害救助法による治療であるが、その後の入院治療は一般診療であり、保険診療の枠内で行なわれるべきものだという見解である。小里大臣との交渉では何らかの政治決断をする旨の返答もあったが、最終的に厚生省の見解とおりの回答が届いた。保険に加入している場合には、本人負担の割合ないし三割が今回ではない外国人の負担は非常に重いものとなる。人工透析の場合など一人あたり二、三〇〇万円にもなるのである。これには厚生省が、一年以上のビザ取得を国民健康保険の加入条件としているため、一年以上のビザ取得者あるいはオーストラリアの外国人は、保険に加入できないという問題が背景にあるのである。

もうひとつ弔慰金の問題も未解決である。災害弔慰金等の支払いに関する法律により生計維持者には五〇〇万円、それ以外の者は二五〇万円が支払われることになっている。その支払いは日本人に限られていない。しかし厚生省は、「住民の遺族」に支払われるとある条文を、外国人の旅行者やオーストラリアの人には支払われないと解釈している。その解釈に地方自治体が縛られており、現在のところ死亡した四名の外国人に支給の目的はたっていない。(一方では、例えば東京から被災地に旅行中に地震で亡くなった方では東京都が弔慰金を支払うことになっている。) 外国人救援ネットでは、行政との交渉の一方で、今なお治療を必要としているが、高額の治療費支払いができない外国人のために「肩代わり基金」の募金を開始した。NGOが日本政府に代ってとりあえず支払いをするので保険のない外国人も病院で治療を受けてほしいという思いからである。未曾有の地震のなかで不当に差別される外国人が存在することは、世界から援助をうけた地元の市民として許せないことなのである。

以上の記事のうちに治療費および弔慰金について新たな動きが出てきている。治療費については、兵庫県がその支払いのための検討を始めたことである。七月五日付の神戸新聞によると、災害時の特別措置として被災外国人の未払い治療費を病院に対して支払うことにしたという。その資金は、兵庫県と神戸市が出資をし

外国人に対する国の医療費負担

何らかの法的措置を

裁判長、問題点を指摘

神戸地裁判決

外国人就学生の医療費を 市内の日本語学校に通って神戸市が全額負担したことが、市民が「一時滞り」が一九九〇年三月、くも膜下出血で手術を受けた。約三週間後に退院したが、治療費など約百六十万円が払えず、友人らが生活保護法に基づき医療扶助を同市福祉事務所に申請。市は、国庫負担分(七五%)は、国庫負担分(七五%)は、国に請求するつもりで治療費を全額給付した。翌年三月、厚生省から「短期滞在の外国人は生活保護法の適用になじまない」と連絡があり、市は国庫負担の申請を断念した。

「緊急治療は生命に対する緊急措置であるから、国籍や在留資格にかかわらず、法的に何らかの措置をとることが望ましい」と述べ、現行法の問題点を指摘した。

判決などによると、神戸学生青年センター館長の飛田雄一さん(四四)は住民五人が、「市が全額を負担するのはおかしい。国は不当利得(国庫負担分)を返還すべきだ」として提訴した。 辻裁判長は判決で、「憲法並びに経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約などにかんがみ、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が人の生存に直接関係することを考える」と、法律で外国人の生存権に関する何らかの措置を講ずることが望ましい」と述べた。しかし、措置をとるかどうかについては「立法政策にかかわる事柄」として、判断を避けた。